

越谷市オープンデータ推進に関する基本方針

平成30年4月24日 策定

本方針は、越谷市（以下、「本市」という。）におけるオープンデータの取り組みを推進する上での基本的な考え方及び運用基準等を示すものである。

なお、本方針の内容は、今後の国や埼玉県における方針や関連技術の進展等を踏まえて、隨時改訂していくものとする。

1 オープンデータ推進の目的

(1) 市民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決、経済活性化

市民や企業、民間団体等とデータを共有することにより、官民協働で地域の課題解決に当たることができる。また、オープンデータの編集、加工、分析等の各段階を通じ、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が期待され、地域経済の活性化が図られる。

(2) 行政の高度化・効率化

政策の計画立案や決定過程等において、公共データを横断的に分析することにより、業務の高度化が図られる。また、部局横断的にデータを共有・有効活用することにより、業務効率化、住民サービスの向上、新たなサービスの創出を図る。

(3) 透明性・信頼性の向上

本市が保有する公共データをオープンデータとして公開することにより、市民等が容易にデータ入手できるようになり、行政の透明性が高まり、市民からの信頼を高めることができる。

2 オープンデータの対象となる範囲

(1) 国や県が重点的に公開に取り組むこととしているデータについては、積極的にオープンデータ化を行う。

(2) 本市ホームページで公開しているデータについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

(3) 本市ホームページで公開していないデータについては、市民ニーズを考慮した上で、可能なものから順次オープンデータとして公開するものとする。ただし、以下に該当するデータはこの限りではない。

ア 個人情報を含むもの

イ 公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

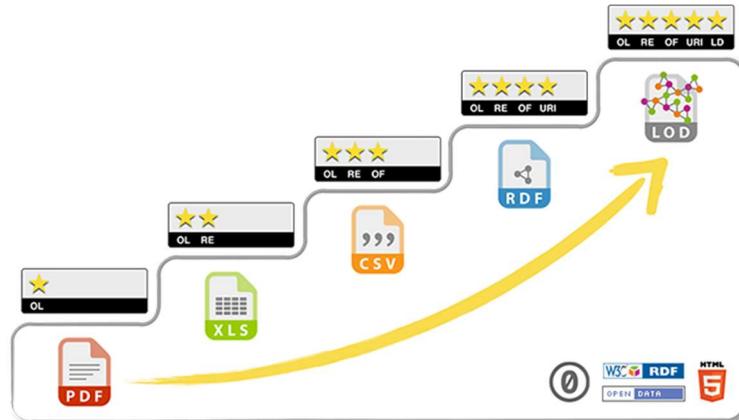
ウ 法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの

エ 個別に二次利用が制限されているもの

3 オープンデータ推進のための基本原則

(1) 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータの達成度の評価指標として用いられている「5つ星」の指標を参考に、原則として3つ星（CSV等）以上のデータ形式に整備・変換し、データを公開する。



(2) オープンデータの利用条件

市が保有する情報をオープンデータとして公開する場合、「埼玉県オープンデータポータルサイト」の利用規約に基づき、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス CC BY 表示 2.1 日本」を原則として選択するものとし、これ以外のライセンスを適用する場合は掲載データ毎に個別に表示する。

(3) データの二次利用による損害の免責

- ・オープンデータとして公開した情報の完全性・正確性・有用性・安全性等について、本市はいかなる保証を行うものではない。
- ・オープンデータとして公開した情報を二次利用した者が作成した情報により、第三者が損害を被った場合、本市が責任を負うものではない。
- ・オープンデータとして公開した情報は、あくまでも公開時点における情報であり、事前に予告することなく改変、削除、掲載停止をする場合がある。

(4) 第三者の著作物が含まれる情報の取扱い

オープンデータの対象となるデータの全部又は一部に第三者の著作物が含まれている場合は、オープンデータとして公開することの可否及び範囲並びに利用条件等の取扱いについて、当該第三者と協議の上、決定し、可能な限りオープンデータとして公開できるように努める。

4 運用方法

(1) オープンデータの公開場所

オープンデータの公開は、「埼玉県オープンデータポータルサイト」で行う。データ

の利用は原則、同サイトの利用規約に基づく。

(2) できるものから着手

取り組み可能な公共データから速やかに着手して実績を蓄積し、継続的に対象の拡大に努める。

(3) 所管課によるデータ管理

データの作成・更新はデータ所管課が行い、「埼玉県オープンデータポータルサイト」へのデータの掲載・更新・削除については、データ所管課からの依頼に基づき、行政デジタル推進課が行う。

(4) 要望への速やかな対応

市民等から公共データのオープンデータ化の要望が寄せられた場合、対象データの所管課において、本方針に基づき速やかに対応を検討し、可能な限りオープンデータ化を図る。

(5) データの分類・整理

データの公開に当たっては、検索や管理がしやすいように、データの内容に応じて分類・整理を行う。なお、所管の跨るデータを同じ分類にまとめて整理することが望ましいとされた場合は、いずれかのデータ所管課にてとりまとめ、データの作成・更新を行う。

5 推進体制

オープンデータの取り組みは、越谷市ＩＴ推進本部公共データ部会オープンデータ化プロジェクトにて推進する。

6 利活用促進のための取り組み

(1) 市民等による活用事例の紹介

市民等が本市のオープンデータを活用した新サービス等を創出した場合は、当該サービス等がオープンデータ推進の意義に沿うものかどうかを判断した上で、当該新サービス等を創出した者と協議の上、本市ホームページ等において積極的に紹介する。

(2) 職員によるオープンデータの活用

職員自らが積極的にオープンデータを活用し、業務改善や課題解決に取り組むとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充について検討・改善を図る。

附 則

この方針は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

【用語】

* オープンデータ

行政が保有する公共データを国民や企業が利活用しやすいよう、機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下に無償で公開されること、また、そのように公開されたデータ。

* 機械判読

コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できること。

* 二次利用

原作品を加工・編集・再配布等して利用すること。

* クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作権のある著作物の配布を許可するパブリックライセンスの一つ。作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンスの条件の範囲内で利用することができる。

* CC BY 表示 2.1 日本

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一つで、原作者のクレジット（氏名、作品タイトル等）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。「2.1」はバージョンを指し、「日本」部分はライセンスがローカライズ（その国の言語・法令・慣習に合うように改訂）された国名が入る。

なお、本市のオープンデータを利用する際は、(1) データを作成した担当部署名(2) リソースの名称(3) リソースのURL を表示すること。

* 埼玉県オープンデータポータルサイト

埼玉県及び県内自治体が共同利用し、運用を行っているオープンデータの公開サイト。

(<https://opendata.pref.saitama.lg.jp/>)